

舟橋村条例第 12 号

舟橋村放課後児童クラブ利用料等助成事業実施要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和 7 年 3 月 17 日

舟橋村長 渡辺 光

舟橋村放課後児童クラブ利用料等助成事業実施要綱の一部を改正する告示

舟橋村放課後児童クラブ利用料等助成事業実施要綱(令和 6 年舟橋村告示第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条に後段として次のように加える。

なお、同一世帯において利用する児童が複数の場合は、それぞれの利用料を比較して金額の一番多い児童分を別表の金額の対象者とし、他の児童分の利用料等については全額助成とする。

別表の表を次のように改める。

利用月	利用料	給食費
5, 6, 9, 10, 11, 2	3,500 円	250 円/食
4, 7, 12, 1, 3	5,500 円	250 円/食
8	8,500 円	5,000 円/月

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。